善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に係る補足資料

平成29年5月31日付けで入札公告を行った「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」について、入札説明書等に係る解釈を次のとおり補足します。

1. 事業契約書(案) 59~60 頁 別紙 4-2 サービス対価の支払額及びスケジュールの 55、「1. サービス対価 A (サービス対価 A1・サービス対価 A2)」の表について

1. サービス対価 A (サービス対価 A1・サービス対価 A2)

回数	請求可能時期	割賦元本	消費税及び 地方消費税 相当額	割賦利息	税抜計	税込計
	平成●年●月 (一括払い)	(A1)				
1	平成 32 年 1 月	(以降は A2)				

回数「1」の請求可能時期「平成32年1月」に係る支払対象期間は、平成31年8月 ~平成31年12月の5ヵ月間となります。

60	平成 46 年 10 月				
	計		Eg.	Es.	

回数「60」の請求可能時期「平成 46 年 10 月」に係る支払対象期間は、平成 46 年 7 月 の 1 ヵ月となります。請求可能時期は、別紙 4-1 の「4. 支払い手続き」におけるモニタリングの結果等を受ければ、それ以前に請求することは可能です。

2. 事業契約書(案) 60~64 頁 別紙 4-2 サービス対価の支払額及びスケジュールの 55、「3. サービス対価 C」の表について

回数「1」と「60」の考え方については、上記1と同じです。

以上